
令和6年 第3回 9月（定例）中 間 市 議 会 会 議 録（第3日）

令和6年9月26日（木曜日）

議事日程（第3号）

令和6年9月26日 午前10時00分開議

- | | | |
|------------------------------|-----------|----------------------------------|
| 日程第 1 | 認 定 第 1 号 | 令和5年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 | 認 定 第 2 号 | 令和5年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について |
| 日程第 3 | 認 定 第 3 号 | 令和5年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 4 | 認 定 第 4 号 | 令和5年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 5 | 認 定 第 5 号 | 令和5年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 6 | 認 定 第 6 号 | 令和5年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 7 | 認 定 第 7 号 | 令和5年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 8 | 認 定 第 8 号 | 令和5年度中間市公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について |
| 日程第 9 | 認 定 第 9 号 | 令和5年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について |
| (日程第1～日程第9 委員長報告・質疑・討論・採決) | | |
| 日程第10 | 第38号議案 | 令和6年度中間市一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第11 | 第39号議案 | 令和6年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 第40号議案 | 令和6年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 第41号議案 | 令和6年度中間市水道事業会計補正予算（第1号） |
| (日程第10～日程第13 委員長報告・質疑・討論・採決) | | |
| 日程第14 | 第42号議案 | 中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第15 | 第43号議案 | 中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| (日程第14・日程第15 委員長報告・質疑・討論・採決) | | |

- 日程第 16 第 44 号議案 中間市第 5 次総合計画基本構想の策定について
(日程第 16 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 17 第 45 号議案 中間市道路線の認定について
(日程第 17 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 18 第 46 号議案 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協
議について
(日程第 18 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 19 意見書案 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求
第 7 号 める意見書
(日程第 19 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 20 意見書案 国民健康保険への国庫負担の増額で、応益割課税の廃止を
第 8 号 求める意見書
(日程第 20 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 21 意見書案 生活保護の夏季加算の制度化を求める意見書
第 9 号
(日程第 21 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 22 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

1 番 小林 信一君	2 番 堀田 克也君
3 番 田口 善大君	4 番 蛙田 忠行君
5 番 柴田 芳信君	6 番 田口 澄雄君
7 番 山本 慎悟君	8 番 安田 明美君
9 番 掛田るみ子君	10 番 中尾 淳子君
11 番 阿部伊知雄君	12 番 大和 永治君
13 番 柴田 広辞君	14 番 下川 俊秀君
15 番 井上 太一君	16 番 中野 勝寛君

欠席議員 (0名)

欠 員 (0名)

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	福田 浩君	副市長	………	田代 謙介君
教育長	………	蔵元 洋一君	総務部長	………	後藤 謙治君
未来創造部長	………	井上 篤君	未来創造部参事	…	村上 智裕君
市民部長	………	北原 鉄也君	保健福祉部長	………	冷牟田 均君
保健福祉部参事	…	岩切 伸一君	教育部長	………	清水 秀一君
建設産業部長	………	白石 和也君			
環境上下水道部長	………				亀井 誠君
消防長	………	高野 智宏君	総務課長	………	久野 朋博君
財政課長	………	持田 将一君	企画課長	………	佐野 耕二君
人権男女共同参画課長	………				石井 浩司君
生活支援課長	………	高橋 隆幸君	介護保険課長	………	向 貴幸君
健康増進課長	………	八汐 雄樹君	建設課長	………	小土井 崇君
下水道課長	………	松永 嘉伸君	上水道課長	………	伊藤 英彦君

事務局出席職員職氏名

事務局長	志垣 憲一君	書 記	熊谷 浩二君
書 記	山本 和美君	書 記	黒川美寿穂君

午前 10 時 00 分開議

○議長（中野 勝寛君）

おはようございます。ただいまの出席議員は 16 名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は、省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1. 認定第 1 号

日程第 2. 認定第 2 号

日程第 3. 認定第 3 号

日程第 4. 認定第 4 号

日程第 5. 認定第 5 号

日程第 6. 認定第 6 号

日程第 7. 認定第 7 号

日程第 8. 認定第 8 号

日程第 9. 認定第 9 号

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第 1、認定第 1 号から日程第 9、認定第 9 号までの令和 5 年度各会計決算認定 9 件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、堀田克也総合政策委員長。

○総合政策委員長（堀田 克也君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第 1 号のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分及び認定第 5 号について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

はじめに、認定第 1 号、令和 5 年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

まず、歳入歳出の差引額は、9 億 1,288 万 2,822 円の黒字決算となっています。歳入の主なものに関しまして、地方交付税では、普通交付税と特別交付税とを合わせた収入済額は 54 億 4,893 万 3,000 円で、前年度と比較して 8,741 万 3,000 円の減額となっており、地方交付税を補完しています臨時財政対策債の借入額は 6,035 万 9,000 円で、前年度と比較して 7,733 万 1,000 円の減額となっています。また、本市への寄附金の収入済額は 4 億 682 万 8,500 円で、前年度と比較して 1 億 6,219 万 4,500 円の減額となっています。

次に、歳出の主なものに関しまして、人件費におきましては、給与の増額改定や職員数の増加等により、前年度と比較して 1 億 2,823 万 5,000 円の増額となっています。

公債費におきましては、前年度と比較して1,084万2,000円減額となる11億1,533万9,000円となっています。令和5年度末における普通会計の基金は、前年度から13億545万4,000円増額し、残高は77億3,078万円となっています。一方、地方債残高は、前年度から7億7,109万6,000円減額となる102億1,263万5,000円となり、2年連続の減少となっています。また、地方財政健全化法に基づく各指標につきましても、将来負担比率は前年度に引き続き将来負担なしとなっています。

一方、実質公債費比率は前年度から0.7ポイント悪化の4.0%、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年度から2.6ポイント悪化し、93.7%となっています。

主な事業としまして、総務費におきまして、個人版のふるさと納税制度による寄附金収入が4億412万1,000円と前年度と比較して1億4,172万2,000円の減額となったことに伴い、ふるさと納税管理業務に係る経費が9,493万7,517円減額の2億433万1,192円となっています。

また、中間市市民会館の老朽化した舞台機構設備の修繕に4,895万円、屋上防水及び外壁改修工事に6,780万9,500円がそれぞれ支出されています。

教育費においては、なかま夢応援奨学基金につきまして、事業初年度として市内在住の高校生3名にそれぞれ100万円の奨学金が給付されています。

次に、認定第5号、令和5年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

令和5年度も新たな用地の取得はなく、収入支出とも生じておりませんでした。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、認定第1号及び認定第5号のいずれも全員賛成で原案どおり認定すべきであると決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに認定第2号、認定第3号、認定第6号及び認定第7号の各会計歳入歳出決算について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

はじめに、認定第1号、令和5年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

まず、歳入の主なものとして、市税収入が42億6,357万449円となり、前年度と比較して9,248万5,809円の増額となっています。また、市税徴収率につきま

しては、固定資産税及び軽自動車税につきまして、令和５年度から全国の共通納税対応金融機関での納付が可能となったことから納付利便性が向上したこともあり、前年度から０．３ポイント上昇し９７．７％となっています。

次に、歳出の主なものとして、民生費において、市民税均等割が非課税である世帯等に対して、３万円を支給する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として、２億１，１５３万円が、低所得のひとり親世帯等に対して子ども一人当たり５万円を支給する低所得の子育て世帯生活支援特別給付金として７，９２５万円が、それぞれ支給されています。また、市民税非課税世帯に対して７万円が、市民税均等割のみ課税世帯に対して１０万円が、さらに、対象世帯の１８歳以下の子ども一人当たり５万円を加算して給付する物価高騰緊急支援給付金として、合計５億９，６５２万円が支給されています。

討論において、「保護司に対する補助等、市からの補助金が大幅に減らされたままの状況が続いているので、復活を求める立場から反対する。」との意見が、また、「令和６年度の決算及び令和７年度の予算策定等にあたっては、それぞれの所管ごとの歳入歳出統計や分析を行うことを要望して、意見を付して賛成する。」との意見がありました。

次に、特別会計について申し上げます。

はじめに、認定第２号、令和５年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額は４６億４，２７７万９，２０８円、また、歳出総額は５３億３４４万１，４０５円で、差引額は６億６，０６６万２，１９７円の赤字となっており、前年度繰上充用金６億５，２０４万５，３５７円を除く単年度決算についても、８６１万６，８４０円の赤字決算となっています。

なお、赤字決算の要因は、歳入におきまして、国民健康保険税が被保険者数の減少に伴い、前年度と比較して６，３７８万１，９４８円の減額となったこと、また、歳出におきまして、令和４年度に概算交付を受けておりました普通交付金の精算に伴い、３，２５１万１，８２９円の返還が生じたことなどによるものです。

討論において、「今回の決算では赤字となっているが、近隣の町では、法定外繰入を繰り入れることによって赤字決算を出さないやり方が恒常化している。中間市でも、そういう立場で臨むことを要望する。また、低所得者を補佐する減免制度が非常に不十分であり、充実も図られていない現状下での決算については、反対する。」との意見がありました。

次に、認定第３号、令和５年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額は貸付金元利収入等２４４万４，３３４円、歳出総額は繰上充用金等３億２，１０２万５，７２４円で、差引額は３億１，８５８万１，３９０円の収入不足となっています。

討論において、「住宅新築資金等特別会計の令和７年度からの廃止については、しっか

り手順を踏んで対応することを要望し、意見を付して賛成する。」との意見がありました。

次に、認定第6号、令和5年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

保険事業勘定の歳入総額は53億1,768万8,843円、歳出総額は49億7,381万8,578円で、差引額3億4,387万265円の黒字となっています。

歳入の主なものは、国庫支出金12億9,083万1,436円、支払基金交付金12億4,751万4,000円、また、介護保険料9億6,798万2,825円で、前年度と比べ、8,330万509円の増収となっております。

歳出の主なものは、保険給付費42億5,542万5,885円で、前年度と比べ、認定者数の増加に加えて、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後、介護サービスの利用量が回復したことにより、0.5%の増加となっています。また、介護サービス事業勘定の歳入総額は4,218万7,710円、歳出総額は2,723万6,737円で、差引額は1,495万973円の黒字となっています。

討論において、「減免制度を考えるなど、要介護度が軽度の方の介護保険利用の促進を図った方が、長期的に見れば、介護保険そのものの費用負担は全体として減るのではないかと考えるが、現時点ではそうしたことはされていないので、今回の決算については、反対する。」との意見がありました。

次に、認定第7号、令和5年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。歳入総額は8億7,437万4,999円で、歳出総額は8億5,545万3,275円で、差引額は1,892万1,724円の黒字となっています。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料6億1,555万7,816円で、前年度と比べ、133万9,765円の増収となっています。歳出の主なものは、事務費及び徴収した保険料として、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金8億3,778万3,543円となっています。

討論において、「かつての老人医療の制度に戻すことが理想ではないかと考えることから、この決算認定については、反対とする。」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、認定第1号、認定第2号、認定第6号及び認定第7号についてはいずれも賛成多数、認定第3号については全員賛成で原案どおり認定すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、田口善大産業消防委員長。

○産業消防委員長（田口 善大君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号のうち、産業消防委員

会に付託されました所管部分並びに認定第4号、認定第8号及び認定第9号について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、認定第1号、令和5年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入の主なものは、土木使用料として、市営住宅及び中鶴地区の地域優良賃貸住宅の住宅使用料等が1億1,646万4,402円、土木費国庫補助金として、道路橋りょう費補助金が2,956万4,000円、道路・公園等の社会資本整備総合交付金が1,439万7,000円、消防費補助金として、令和5年度石油貯蔵施設立地対策等交付金が373万3,000円となっております。

次に、歳出の主なものは、農林水産業費では、農業振興費において水稻種子更新助成金、女性認定農業者育成事業費補助金等に469万8,871円、また、農地費において、農村環境整備事業中底井野かんがい排水ポンプ改良工事費に1,476万900円が支出されております。

商工費では、商工業振興費において、30%のプレミアム付き商品券を販売するための事業費、また、市内中小企業への支援、各種イベントを開催するための支援等に7,373万121円が支出されております。

土木費では、道路維持費において、道路舗装及び側溝の修繕料に3,935万9,388円が、道路新設改良費において、黒川歩道橋補修工事、道路照明灯改修工事等に8,963万8,000円が、河川費において、市内水路保守修繕費及び各ポンプ場の電気代等に939万947円が、都市計画費において、筑前垣生駅舎屋根等再塗装工事費用に456万5,000円、住宅建設改良費において、池田団地アスベスト含有調査業務委託料及び地域優良賃貸住宅管理委託料等に2,313万7,766円が支出されております。

なお、道路新設改良費において、黒川歩道橋工事2工区の進捗に伴い2,031万3,700円が令和6年度予算に繰り越されております。

消防費では、常備消防費において、消防救急無線デジタル設備及び高機能消防指令センター設備保守委託料に1,391万5,000円が支出されております。

また、消防施設費において、中間市消防庁舎公共桟接続工事に1,149万6,100円が支出されております。

討論において、「消防本部所管の石油貯蔵施設立地対策等交付金について、白島備蓄基地が福智山断層の延長線上にあることや、気候温暖化・地球環境を考える上で撤去すべき施設であると思う。しかしながら、設備更新は必要であるため、消防施設整備積立基金積立金から充当すべきと考えることから、消防本部所管については反対する。」との意見がありました。

次に、認定第4号、令和5年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入の主なものは、一般会計から繰入金4,300万円、基金繰入金2,799万5,

０００円、国庫補助金４，０２７万１，０００円となっております。

歳出の主なものは、曙下水処理場解体撤去に係る工事請負費として１億１，１８０万９，５００円が支出されております。

なお、令和５年度決算においては、１１８万７，５０９円の黒字となっており、令和６年度に繰り越されております。

次に、認定第８号、令和５年度中間市公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について申し上げます。

まず、利益の処分につきましては、処分を行わず、当年度未処分利益剰余金１，３２７万２，５１７円を全額令和６年度に繰り越すものとなっております。

次に、決算につきまして、収益的収入の主なものといたしまして、下水道使用料が４億５，０３６万９，７０４円で、一般会計からの補助金が４億５，１９９万１，０００円となっております。

収益的支出の主なものとして、福岡県下水道浄化センターでの下水処理に対する維持管理負担金として３億２，０７６万４，８０３円となっており、令和４年度より９３万９，１６５円ふえておりますが、これは有収水量が増加したためでございます。

なお、収益的収支では、３８５万４，３９３円の黒字決算となっております。

次に、資本的収入の主なものとして、企業債が総額３億３，５２０万円、国庫補助金が１億３，９１２万９，０００円、下水道受益者負担金が１，８５４万７５０円、一般会計出資金が１億２２３万５，０００円となっております。

また、資本的支出の主なものとして、資産の取得又は改良に要する建設改良費が４億４３８万２，０３７円、遠賀川下流流域下水道建設負担金が５，１５９万２，８２３円、企業債償還金が５億２，０２０万９，６３９円支出されております。

なお、資本的収支では、３億６，７６１万４，０８８円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金等で全額補てんされております。

次に、認定第９号、令和５年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について申し上げます。

まず、利益の処分につきまして、当年度未処分利益剰余金１億９，２９０万５，１６６円のうち、令和５年度までに補てん財源として取り崩した積立金６，６８５万９，５５３円が資本金に組み入れられたことにより、残余１億２，６０４万５，６１３円が繰り越されております。

次に、決算におきまして、収益的収入の主なものは、給水使用料等が６億５，９３４万２，３４０円、中間市及び遠賀町からの下水道使用料の徴収事務委託金が２，９５３万１，９１５円、水道料金減免に対する市からの負担金が１億３，８７１万３，２７８円となっております。

収益的支出の主なものは、営業費用において、浄水場施設運転等管理業務費等に7,716万2,031円が、浄水施設電気料に5,557万5,164円が、配水管漏水修繕工事に4,243万4,000円が支出されております。

なお、収益的収支では、173万9,357円の純利益となっております。

また、資本的収支では4億2,365万6,470円の不足が生じておりますが、当年度分損益勘定留保資金等で全額補てんされております。

討論において、「浄水場運転監視業務委託が続いているが、水道事業については市民の命に関わる公共性の高い業務であるため、設備改修・更新や、職員の技術力の継承も含めて重要な時期に来ており、直轄に戻すべきと考えるため反対する。」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました認定4件の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、認定第1号及び認定第9号についてはいずれも賛成多数、認定第4号及び認定第8号については全員賛成で原案どおり可決及び認定すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄議員。

○議員（田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。認定第1号、令和5年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について、まず反対意見を申し述べます。

中間市の財政状況は、基金のため込みが、財政調整基金で62億7,300万円、全基金では介護保険も含めると約90億円にもなります。これに歳入歳出の差の繰越金を含めると、100億円近いため込みとなります。

令和元年度には、財政調整基金が1億3,000万円、全基金で10億5,000万円でした。短期間にもものすごい積立てとなっております。わずか5年の変化であります。

一方で、借金である地方債は、皆減状態が去年に続いて続いています。将来何ら心配のない状態であります。これらは市民犠牲の財政運用の結果です。もっと市民生活に寄り添った財政運営を求めます。

次に、中間市の老人会の組織率が一貫して減り続けています。平成22年度に45クラブ、2,130人の組織人員が、今回の決算では21クラブ654人となっております。ク

ラブ数にして半分以下、人員では7割減の30%まで落ち込んでいます。

高齢化を問題にしますが、こうした組織実態自体が大変な問題だと思います。高齢化に対する前向きな市政運営のために高齢者のマンパワーは絶対必要です。このままでは、老人の声が反映しにくい、住みにくいまちと化します。早急に対策を考えるべきだと思います。

次に、保護司に対する予算が、令和2年度から従前の3分の1に減らされ続けています。犯罪や非行をした人が地域で更生するための指導支援活動に対する予算であります。結果として、遠賀郡の各町もこの中間市に連動して減らしました。

非常に難しい仕事をされている保護司の仕事は、非常勤の国家公務員で給与は支給されていません。ならば、せめて自治体としてできる限りの援助をすべきだと思います。いま、保護司さんの高齢化と担い手の減少の中で、大変な苦勞をされています。令和元年度並みの支給予算の復活を求めます。

こども医療費の完全無償化まであと2,640万円の予算支出でできるとのことでした。早急に完全無償化の実施を求めます。

消防本部所管についてですが、石油貯蔵施設立地対策等交付金373万円は、移動式高圧コンプレッサー及び空気呼吸器購入に充てるとなっていますが、白島石油備蓄基地が福智山断層の延長線上にあり、気候温暖化、地球環境を考える上からも非常に問題がありますので、撤去すべき設備と考えます。当然、移動式高圧コンプレッサー及び空気呼吸器は必要だと思います。一般財源から支出すべきだと思います。以上により、本決算認定案については反対をいたします。

次に、認定第2号、令和5年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について、反対意見を申し述べます。

今回の決算では862万円ほどの赤字ですが、昨年度受領分の精算返還金が3,400万円ほどあったためです。それがなければ実質的には黒字です。累積赤字が6億6,000万ほどありますが、近隣の市町のような法定外繰り入れを長年にわたって実施をしなかった結果であります。

保険料の県の標準化がなされようとしていますが、結果として、保険税の値上げで赤字精算の指導も予想されますので、福岡県の川崎町のような公費投入による早急な精算を求めます。

また、恒常的に低所得である世帯の減免制度がありません。減免制度のあり方についても早急に見直すべきだと考えます。このことの不備を指摘して、現状の状況下での決算認定については反対をいたします。

次に、認定第6号、令和5年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対意見を申し述べます。

この介護保険会計は基金のため込みが5億8,000万円、累積の黒字が3億4,000万

円あります。この二つだけで9億2,000万円にもなります。一方、保険料収入は年間9億6,800万円程度です。

令和6年度は、標準で一人当たり306円——月当たりですが、一人当たり306円の引下げがなされましたが、まだまだ引下げ可能な財政状況です。

給付を見ますと、要支援1から要介護2の軽度の方の利用がかなり減っていますが、逆に要介護3から5の重度の方の利用がふえています。介護保険利用料の自己負担が厳しいため、利用抑制しているのではないかと思います。これは、これからの介護保険運営にとっては、保険給付費の急増の可能性を秘めています。利用料の減免制度や国の基準からサービスの横出し、あるいは上乘せなど、給付内容の質の向上を図るべきだと思います。ため込みではなく、サービスの質の向上を目指すべきだと考えます。

介護保険制度の現在の運用内容については、非常に問題を感じますので、決算認定については反対いたします。

次に、認定第7号、令和5年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対意見を申し述べます。

この制度自体が年齢で区切った運用という差別的な制度であります。高齢化をすると医療費がかかるのは当たり前の話です。同じ区切るなら、以前あったような老人医療の無償化にこそ実施を戻すべきであります。

これは、国全体としての問題ですが、制度そのもののあり方にも問題があるという観点から、この決算については反対をいたします。

次に、認定第9号、令和5年度中間市水道事業会計決算認定について、反対意見を申し述べます。

水道事業は市民の命に関わる大変公共性の高い業務であります。浄水場運転監視業務委託が引き続き続けられていますが、設備改修更新も含めて、職員の技術力の継承も含め重要な時期に来ていると思います。現在、委託事業に携わっておられる方々も含め、とても専門性の高い職種になります。こうした方も含めて、直轄の中で吸収して改修していくべきだと思います。よって、第認定9号については反対いたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、認定第1号から認定第9号までの令和5年度各会計決算認定9件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、認定第1号、令和5年度中間市一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長の報告のとおり認定することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

(賛成・反対ボタンにより電子表決)

○議長(中野 勝寛君)

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号、令和5年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定についてを採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長の報告のとおり認定することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

(賛成・反対ボタンにより電子表決)

○議長(中野 勝寛君)

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号、令和5年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号、令和5年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号、令和5年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号、令和5年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長の報告のとおり認定することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

(賛成・反対ボタンにより電子表決)

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号、令和5年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長の報告のとおり認定することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

(賛成・反対ボタンにより電子表決)

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第8号、令和5年度中間市公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は原案可決及び認定すべきであるとするものであります。本案は委員長の報告のとおり原案可決及び認定することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、認定第8号は委員長の報告のとおり原案可決及び認定されました。

次に、認定第9号、令和5年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決及び認定すべきであるとするものであります。本案を委員長の報告のとおり原案可決及び認定することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

(賛成・反対ボタンにより電子表決)

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、認定第9号は委員長の報告のとおり原案可決及び認定されました。

日程第 10. 第 38 号議案

日程第 11. 第 39 号議案

日程第 12. 第 40 号議案

日程第 13. 第 41 号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第 10、第 38 号議案から日程第 13、第 41 号議案までの補正予算 4 件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、堀田克也総合政策委員長。

○総合政策委員長（堀田 克也君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第 38 号議案、令和 6 年度中間市一般会計補正予算（第 3 号）のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、今回の補正予算の歳入の主なものとして、地方交付税におきましては、基準財政需要額の増加により、普通交付税の決定額が予算額を上回ったことから 1 億 3 6 3 万 8, 0 0 0 円増額されています。諸収入におきましては、中間仰木彬記念球場グラウンド改修助成金に 1, 6 0 0 万円、デジタル基盤改革支援補助金に 3, 0 5 9 万 7, 0 0 0 円がそれぞれ計上されています。市債におきましては、発行可能額の決定に伴い、臨時財政対策債が 4 2 8 万円増額されています。また、中間仰木彬記念球場ラバーフェンス改修事業に 1, 8 4 0 万円が計上されています。

次に、歳出の主なものとして、総務費におきましては、財源調整のため財政調整基金積立金が 1 億 1, 2 8 1 万 3, 0 0 0 円増額されています。

教育費におきましては、学校給食費につきまして、児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、本年度の 2 学期及び 3 学期における値上げ分を緊急的に補助する経費として、1, 5 1 1 万 6, 0 0 0 円が計上される一方、この補助の実施により、一部不要となる要保護及び準要保護に要する扶助費が小学校分で 2 0 8 万 3, 0 0 0 円、中学校分で 1 6 5 万 1, 0 0 0 円それぞれ減額されています。

また、中間仰木彬記念球場につきまして、当初予算案にて、助成金が未確定のため一部議決されていなかったグラウンドの改修工事費について、助成金の内示がなされたことから、1, 6 0 0 万円の経費が追加計上されています。

さらに、同球場につきましては、プレー中のけがの防止のための、老朽化したラバーフェンスの改修工事に 2, 7 6 4 万 3, 0 0 0 円が、グラウンド利用者の利便性向上のためのトイレ動線改修工事に 4 9 6 万 5, 0 0 0 円がそれぞれ計上されています。

また、債務負担行為の補正といたしまして、議会費におきまして、ペーパーレス化によるコスト削減及び事務効率化並びに災害時の活用等を目的として導入するペーパーレス会

議システム賃借料として2, 500万円が追加計上されています。

以上により、歳入歳出それぞれ2億1, 354万2, 000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ、194億7, 790万8, 000円とするものです。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第38号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第38号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに第39号議案及び第40号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

はじめに、第38号議案、令和6年度中間市一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

歳入の主なものとして、市税におきまして、令和6年度税制改正における個人市民税の定額減税による減収見込額が算定されたことから、個人市民税が1億4, 874万円減額されています。また、国庫支出金におきまして、次世代育成支援対策整備交付金が706万6, 000円計上されています。

次に、歳出の主なものとして、民生費におきまして、中間市総合会館について利用者等の利便性の向上のため別館の駐車場を改修する工事に425万5, 000円が、本館に設置しているこども家庭センターの整備工事に1, 413万3, 000円がそれぞれ追加計上されています。また、保護者負担の軽減を図るため、保育所等における給食費の材料費高騰分を補助する経費に874万8, 000円が計上されています。

討論において、「自治体DXの推進は、各自治体の独自施策に制約がかかったり、個人情報民間を通じて外に流れる危険性も非常に高い制度である。こうした標準化を国の言うままに行うような予算については反対する。」との意見がありました。

次に、第39号議案、令和6年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）について申し上げます。

歳入の主なものとして、保健事業に従事する会計年度任用職員の人件費の増額に伴い、県補助金が335万8, 000円増額され、また、デジタル基盤改革支援補助金の交付決定に伴い、雑入が290万4, 000円増額されています。

次に、歳出の主なものとして、職員の育児休業の取得等に伴う会計年度任用職員の任用に要する人件費が515万1, 000円増額され、また、事業費の確定に伴い、国民健康保険システムの改修業務に係る経費が39万6, 000円減額されています。

討論において、「第３８号議案と同様、デジタル基盤改革支援補助金が計上されているため反対する。」との意見がありました。

次に、第４０号議案、令和６年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について申し上げます。

保険事業勘定の歳入については、歳出補正に伴う財源調整として、前年度繰越金が９，８４２万７，０００円追加計上されています。

次に、歳出の主なものとして、令和５年度事業における介護給付費などの確定に伴う国及び県の返還金が７，６２７万９，０００円、支払基金負担金返還金が１，９３４万８，０００円、地域支援事業費の確定に伴う国及び県の返還金が１３７万９，０００円、支払基金返還金が３７万９，０００円、介護保険事業費国庫補助金の返還金が２４万２，０００円それぞれ計上されています。

以上により、歳入歳出それぞれ９，８４２万７，０００円が追加され、介護保険サービス事業勘定を加えた予算総額は歳入歳出それぞれ５１億６，６４０万１，０００円となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第３８号議案、第３９号議案は、いずれも賛成多数、第４０号議案については全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、田口善大産業消防委員長。

○産業消防委員長（田口 善大君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第３８号議案のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分及び第４１号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

はじめに、第３８号議案、令和６年度中間市一般会計補正予算（第３号）について申し上げます。

歳入につきましては、県補助金において、地域猫活動支援事業補助金として２１万円が計上されております。

次に、歳出の主なものにつきましては、衛生費では、歳入にもありました地域猫活動支援を図るための助成金として２０頭分の不妊去勢手術費用４２万円が計上されております。

商工費では、新たな特産品の開発、既存商品の高付加価値化等に係る費用の一部を補助する特産品開発等事業補助金に２，４００万円が計上されております。

次に、第４１号議案、令和６年度中間市水道事業会計補正予算（第１号）について申し上げます。

今回の補正予算は、令和５年度から実施しております唐戸浄水場浄水池整備事業が順調

に進んだことにより、令和7年度に予定しております建築工事を早めるものです。本事業では、3基の浄水池を設置予定であり、このうち1基目の新設が完了し、この新設浄水池から配水池まで送水するに当たって必要な新設ポンプ及び受変電設備等を収納する建屋を建築する工事の契約締結を今年度中に行うため、令和6年度から令和7年度までの2か年で総額1億2,000万円の継続費が計上されております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第38号議案、第41号議案についてはいずれも全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄議員。

○議員（田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。第38号議案、令和6年度中間市一般会計補正予算（第3号）について、反対意見を申し述べます。

デジタル基盤改革支援補助金という名目で、生活支援課と健康増進課の予算に歳入歳出の計上がなされています。これは自治体情報システム標準化・共通化ということでの自治体DXの推進であり、政府による自治体業務の統一化です。結果として、地方独自の政策への制限が危惧されます。

そして、これらを進める事業者もごく少数の独占企業であり、将来的には民間企業による公的情報の悪用も心配しなくてはなりません。諸外国のように自分のデータが何に使われたかの報告も事後検証権もなく、一方的に政府と企業サイドの権限で進められるこのような制度運営は、情報化社会にあっては非常に危険です。以上により、この補正予算には反対をいたします。

第39号議案、令和6年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）について、反対をいたします。

内容につきましては、ただいまの第38号議案と同じで、デジタル基盤改革支援補助金の計上であります。以上により、反対といたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第３８号議案から第４１号議案までの補正予算４件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第３８号議案、令和６年度中間市一般会計補正予算（第３号）を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、第３８号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第３９号議案、令和６年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第２号）を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、第３９号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第４０号議案、令和６年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第４０号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第４１号議案、令和６年度中間市水道事業会計補正予算（第１号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第４１号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第１４．第４２号議案

日程第１５．第４３号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第14、第42号議案及び日程第15、第43号議案の条例改正2件を一括議題とし、市民厚生委員長の報告を求めます。

中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第42号議案及び第43号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

はじめに、第42号議案、中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令が、令和6年11月1日に施行されることに伴うものです。

条例改正の内容といたしましては、条例において引用しております同令の条項にずれが生じたことから、これを改正後の同令の条項に合わせるものです。

なお、条例の施行日は、政令の施行日に合わせ、令和6年11月1日となっています。

次に、第43号議案、中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により国民健康保険法の一部が改正され、令和6年12月2日に施行されることにより、国民健康保険の被保険者証が廃止されることに伴うものです。

条例の主な改正内容としましては、処罰の対象から、被保険者証の返還の求めに応じない場合を削除するものです。

なお、条例の施行日は、法の施行日に合わせ、令和6年12月2日となっており、施行日前にした行為及び現に被保険者証の交付を受けている世帯主が、国民健康保険税を納付しない場合にした行為に対する罰則の適用につきましては、従前の例によることとなっています。

討論において、「保険証の廃止には反対の声も多く、実際にトラブルも発生していることから、政府の強引な手法で、紙ベースの保険証の廃止をするような条例案については、反対する。」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第42号議案は全員賛成、第43号議案は賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄議員。

○議員(田口 澄雄君)

日本共産党の田口澄雄です。第43号議案、中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、反対意見を申し述べます。

この条例案の改定内容は、本年12月2日からのマイナ保険証の活用に伴う紙ベースの被保険者証の廃止によるものです。今まで、政府はマイナンバーカードの強制はしない、任意だと言ってきましたが、この運用により、事実上強制となります。

このことについては、日本国中で反対の声が沸き起こり、全国保険医団体連合会や日本弁護士連合会からも反対の意見が上がっていますし、厚生労働省の実施をしたパブリックコメントでも、そのほとんどは保険証の廃止に反対の声であります。

実際に、今でも医療機関の窓口では、読み取り機器の不具合等のトラブルが続出しています。こうした政府の強引なまでの手法を無批判で従うこの条例案については反対をいたします。

○議長(中野 勝寛君)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

これにて討論を終結いたします。

これより、第42号議案及び第43号議案の条例改正2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第42号議案、中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第42号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第43号議案、中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

(賛成・反対ボタンにより電子表決)

○議長(中野 勝寛君)

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、第43号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16. 第44号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第16、第44号議案、中間市第5次総合計画基本構想の策定についてを議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、堀田克也総合政策委員長。

○総合政策委員長（堀田 克也君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第44号議案、中間市第5次総合計画基本構想の策定についてのうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

中間市第5次総合計画基本構想は、令和5年12月定例会で議案撤回された後、中間市第4次総合計画の検証を十分に行うとともに、将来都市構想という新たな視点を加えるなど、本市の目指す姿がより明らかなものとなるよう見直しが行われ、改めて中間市総合計画策定審議会から答申を受けたことから、再度上程されたものです。

主な変更点としては、中間市第4次総合計画における基本目標の検証結果が示され、地方創生に向けた取組について、デジタルの力を活用する視点や土地利用構想について、今後発生する余剰地の利活用の視点が加えられています。

最後に採決いたしました結果、第44号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第44号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その結果をご報告申し上げます。

討論において、「今回の総合計画を基に、様々な個別計画が立てられていくことから、総合計画に関する認識や理解を深めるため、各所管ごとに勉強会等の取組をすすめていただきたい。」との賛成意見が、また、「今回の基本構想は、理想的なことは書いているが、現に市が行っている市政内容とあまりにもかけ離れていることから賛同しかねる。」との反対意見がありました。

最後に採決いたしました結果、第44号議案は賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わり

ます。

○議長（中野 勝寛君）

次に、田口善大産業消防委員長。

○産業消防委員長（田口 善大君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第44号議案、中間市第5次総合計画基本構想の策定についてのうち、産業消防委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その結果をご報告申し上げます。

討論において、「都市計画マスタープランには、働く婦人の家、旧中央公民館、そして市立病院等の跡地の問題、中鶴市営住宅の解体後の土地利用問題、なのみ園周辺の集中豪雨の対策も入れるべきと考えるため、反対する。」との意見がありました。

最後に採決いたしました結果、第44号議案は賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。柴田芳信議員。

○議員（柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。第44号議案、中間市第5次総合計画基本構想の策定について、反対意見を申し述べます。

まず、序論、第1章、計画策定の概要、1、計画策定の趣旨の内容を見ますと、第4次総合計画の理念を検証しつつ、時代の変遷に対応するため、まちづくりの方針や政策の大綱の再整理を行い、本市の行政経営の指針となる中間市第5次総合計画を策定しますと記されています。そこで、第4次総合計画を見てみますと、全ての市民が、市と連携し自己の健康管理を行うシステムづくりを図っていきながら、健康・医療・福祉が一体となって、相互支援体制の構築に向かって明日への安心づくりを進めていくものであると記されています。

令和3年3月に市立病院の閉院、その後、新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、保健センターを中心に対応していただきました。透析患者の方の意見を聞きますと、医療機関に週3回通院し、透析スケジュールに沿って1回当たり3時間から5時間の透析を受けている患者さんは、病院も遠くなり、透析時間が短い時はとても体がきつい、市立病院は残して欲しかったと今でも訴えられています。市立病院閉院に伴い、市民医療体制に

については、基本構想では触れられておりません。

さらに、この計画基本構想の特徴は、現にやっている市政内容とあまりにかけ離れていることが挙げられます。

例えば、少子高齢化とその将来の不安を訴え、なぜか合計特殊出生率を1.8以上とすると明記されています。しかし、そのために何をするかについては、4点ほど挙げられていますが、その内容については一般論の域を出ておりません。特に、子育てに関わる点でのこども医療の完全無償化や、国保均等割の18歳以下非課税、あるいは学校給食費の完全無償化等、今の中間市の財政であれば、すぐにでも実現可能な施策について、実施の展望が残念ながら見えてきません。

人権の尊重は謳いますが、中間市職員の正規・非正規の問題や、そこにおける女性差別の実態については触れられておりません。

我が国では、こうした労働者の差別的待遇は一般化していますが、このこと自体が国際的にも後進的レベルにあり、人権の擁護を謳う自治体としても、早急に改善が求められます。また、こうしたジェンダー不平等の環境下では、出生率の向上は残念ながら望めません。出生率の向上と、それによる合計特殊出生率1.8を目指すなら、女性差別の是正についても、今の状況の改善を前提に問題とすべきではないでしょうか。

高齢化の問題でも、介護保険の強化が求められますが、基金ため込みと黒字決算が続いています。僅かな予算でできる給付の減免制度を早急に実施すべきであります。この構想からはそうした方向性が見えてきません。

教育政策では、人権を尊重し、中間市の未来を拓く人材を育てるまちづくりと訴え、「あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、さまざまな社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となって豊かな人生を切り拓き共に歩むことが望まれます」と記されていますが、学力テストに見られるように、他者との競争を前提とした教育内容で、果たして、あらゆる他者を価値ある存在として尊重することは可能でしょうか。

この総合計画案から見えるのは、現市政でやっていることとあまりにもかけ離れた理想論を並べているだけの構想です。喫緊の課題としては、市財政のためにため込むものではなく、市民生活に寄り添った財政運営を求めます。

さらに、第4次総合計画における基本目標の検証結果の課題では、「中間市都市計画マスタープランを改定し」と記されています。都市計画マスタープランは、個々の細やかな計画や事業の内容そのものを直接決めるものでありませんが、今後、市が定める都市計画は、中間市都市計画マスタープランに即して定めることになります。そのため、本計画では、設定した方針を踏まえ、線引きの見直しや用途地域の指定、道路整備や公園の改良等、土地利用計画や道路、公園などの基盤整備の検討を進めます。

なお、上位・関連計画の見直しや社会情勢の変化等に対応し適切な都市づくりを進めて

いくため、おおむね５年ごとに進捗・達成状況を評価し、必要に応じて計画の見直しを進めますと記されています。

この間、働く婦人の家、旧中央公民館、市立病院の跡地の問題、現在、解体工事が進んでいます中鶴市営住宅の跡地の問題、政策６の安全安心なまちづくりでは、上底井野のみ園周辺の集中豪雨の際の対策も都市計画マスタープランの中に入れるべきであり、基本構想に反映すべきだと考えます。

よって、第４４号議案、中間市第５次総合計画基本構想の策定については、反対いたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第４４号議案、中間市第５次総合計画基本構想の策定についてを採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、第４４号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第１７．第４５号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第１７、第４５号議案、中間市道路線の認定についてを議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。

田口善大産業消防委員長。

○産業消防委員長（田口 善大君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第４５号議案、中間市道路線の認定について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回、認定される路線は、市営球場７号線の１路線であります。この路線につきましては、大字垣生地内の開発行為に伴い、本市が道路用地の帰属を受けたことにより、当該道路を市道として認定するものであります。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第４５号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきと決し

た次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、第４５号議案、中間市道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第４５号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第１８．第４６号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第１８、第４６号議案、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題とし、市民厚生委員長の報告を求めます。

中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第４６号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の規約の変更は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、令和６年１２月２日以降、現行の後期高齢者医療被保険者証が発行されなくなることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があることから、同規約の一部変更に関し関係市町村と協議することについて議会に議決を求められたものです。

規約の変更の内容としましては、同規約中の被保険者証及び資格証明書の文言が資格確認書等に変更されるものとなっています。

なお、規約の施行日は、令和６年１２月２日となっております。

討論において、「マイナ保険証を進める法律の改正については反対する。」との意見が

ありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第４６号議案は賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄議員。

○議員（田口 澄雄君）

第４６号議案、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、反対意見を申し述べます。

内容は、国保と同じマイナ保険証に関する議決ですが、特に高齢者の混乱は国保加入者以上のものがあると思いますので、中止を求める立場から反対をいたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第４６号議案、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、第４６号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第１９．意見書案第７号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第１９、意見書案第７号、自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。中尾淳子議員。

○議員（１０番 中尾 淳子君）

公明党の中尾です。自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書案について趣旨説明を行います。

高齢化社会が進んでいる現在、高齢者の運転による交通事故が社会問題となっています。2023年、令和5年の高齢ドライバーによる交通事故発生件数は4,819件、事故全体に占める高齢運転者の事故割合は15.4%となっており、2019年、令和元年の18.1%からは減少しているものの、依然として多発している状況であります。

75歳以上、80歳以上の運転免許保有者数の推移を見ると、2023年の75歳以上、80歳以上の免許保有者数、75歳以上728万人、80歳以上304万人は、2009年の数値、75歳以上324万人、80歳以上119万人と比較して、75歳以上は2.2倍、80歳以上は約2.6倍となっており、今後ますます高齢ドライバーがふえていくと想定されます。

地方公共団体では、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下により運転に不安を感じている高齢運転者や交通事故を心配する家族等、周辺の方々から相談を寄せられていた等の経緯から、運転免許の自主返納の取組が進められる中、免許返納後の移動の足の確保が大きな課題となっています。

政府では、高齢運転者による交通死亡事故の深刻な社会問題化を背景に、免許返納者への公共交通割引施策を新規で実施する地方公共団体への支援の検討をしているが、公共交通の空白地域には課題が残る。よって、政府に対して、全ての地方公共団体が高齢運転者の免許返納を安心して推進することができるよう、自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備に向け、十分な予算措置や自動運転車両の利活用への環境整備等、下記の事項について特段の取組を求める。

一、高齢者の免許返納の促進に伴う自動運転移動サービスの導入において、過疎地域を包含する地方公共団体に寄り添う形で、国の相談窓口の開設や専門家の派遣等の伴走型の支援体制を整えること。

一、自動運転技術の開発があらゆるメーカーで進められている中、自動運転システムが主体となって車の操縦、制御等を行うレベル4以上の車両の開発促進とともに、遠隔操作システムの導入を含めた行政における利活用の取組の検討など、自動運転車両の実用化に向けた環境整備を加速すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出いたします。皆様のご賛同をお願い申し上げます。趣旨説明を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。蛙田議員。

○議員（4番 蛙田 忠行君）

ただいまの公明党さんの自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書について、提案者に質問をさせていただきます。

意見書本文において、高齢者運転免許返納の現状と問題点の指摘がなされております。さらに、高齢者の免許返納を促進するために、自動運転サービスの推進が必要との意見を付されています。

そこで一つ、自動運転サービスの導入と地方公共団体の支援伴走体制の整備というのが、意見書の第一項目ですね。

第二項目で、自動運転サービスの実用化に向けた環境整備となっておりますが、私はこれが意見書の二項目で上がっておりますので、これが意見書の主旨と理解しておりますが、まず第一に、社会実装についての記載がありますが、社会実装とは、得られた研究成果を社会問題の解決のために応用展開することと私は認識しております。

本意見書で言われる自動運転サービスの社会実装とは何なのでしょう。先に議員が申し上げた社会実装の社会的な定義化と比較して、この自動運転サービスの高齢者免許返納という指摘、意見点について、どういう因果関係が具体的にあるのか、ちょっと理解しがたいところがあります。

さらに、運転自動化レベル——レベル4以上の車両の開発促進となっております。運転自動化の段階ごとの目標レベルは、0から5になっております。なおかつレベル4という指摘をされましたが、どういう認識をお持ちの上で、こういうレベル4という指摘をされたのかお伺いをいたします。

なお、ここで言う0から5、いわゆるレベル5とは、いわゆるこの自動運転サービスの到達点であります。レベル5とは、システムが全ての運転操作及び作動継続が困難な場合への対応を条件なしで実行するというふうになっております。極めてこれは、現状の自動運転に関する様々な問題点からいえば、このレベル5——少なくともレベル4以上を達成していくというのは、現状では相当程度困難な状況にあります。

当然、それは社会として求めていく——特に、自動車に関してはIT関係も含めて、いわゆる自動車工業界は、しっかりそれを促進していかなきゃならんのでしょけれども、なかなか現状においてはですね、このレベル5までの達成というのは極めて難しいというのが現状であるということをご認識なのかどうなのか、それらを踏まえて、2点質問をいたします。

1点目は、高齢者の免許返納の促進を進めることとされておられますが、自動運転サービスは、社会課題としての安全な交通政策の主要な政策として進められていますが、あえて高齢者の免許返納に焦点を当てて意見をされておられるというのはどういうことなのでしょう。少し私は理解しがたい、私の認識不足もあろうかと思えますけれども、理解しがたい点がありますので、お答えいただきたいと思います。

2点目、自動運転サービスの現状と問題点についてお尋ねをいたします。政府は、2018年4月、政府の自動運転に係る制度整備大綱というのを策定しております。この中で、レベル3以上の高度な自動運転の2020年の実用化目標というのを設定されました。

ところが、もう既に2024年、4年経過しておりますが、この点について、提案者はどのようなご認識なのか、どういう状況判断をされておられるのか、お伺いをいたします。

さらに、2019年5月、道路運送車両法の改正——これはですね、新たに自動運行装置の規制を改正によって加えております。2019年5月に道路運送車両法を改正して、新たな自動運行装置の取付けを規制しております、となっています。

さきほどの1点目も含めて、提案者におかれては、政府のいわゆるこの取組推進について意見をされておられるようですが、こういう現状、いわゆる政府の取組もまだ2018年のこの段階、2019年のこの段階が今の現状なんですね。それらを含めて、意見書の中で——内容自体は決して私は全く否定をするものではありませんけれども、そこら辺もしっかりご認識の上で、こういう意見書を提案されておられるのか。ぜひ今質問した1点2点についてお伺いをします。お尋ねします。

○議長（中野 勝寛君）

中尾議員。

○議員（10番 中尾 淳子君）

まず、自動運転の定義から申し上げますと、自動運転システムが全て運転タスクに代替する状態を自動運転と呼ぶと定義されています。国土交通省によりますと、自動運転にはレベル1から6まであります。

移動が不便で、運転技術を搭載した車やバスを採用することで移動手段の安定した確保が可能となり、生活の基盤が整うことはもちろん、観光事業にも役立つと思っております。

ちょっとご質問の内容がうまく書きとめられなかったので、後で資料としてお渡ししてもよろしいでしょうか。

○議長（中野 勝寛君）

蛙田議員。

○議員（4番 蛙田 忠行君）

これまでも、意見書についての質問で、後ほどの回答というのをよくいただきました。それはそれで、手順としては決して私は否定はしませんけれども、このように意見書として全体会議の中で採決を求められるのであれば、少なくとも、今、私が質問をした点についてはですね、この場でやっぱりご回答いただきたいというのが、これはやっぱり議会の常道ではないでしょうか。

なお、もう1回ですね、今、中尾議員が質問点についてまだ完全にご理解いただいてないようですので、説明をいたします。

1点目、高齢者の免許返納の促進を進めることとされておるが、自動運転サービスは、社会課題、いわゆる社会全体の課題としての安全な交通政策の主要な柱、主要な政策なんですね。ということで政府は進められておりますけれども、あえてですよ、社会全体の課題という部分において進められている政府の政策の中で、あえてこの高齢者の免許返納に

焦点を当てた今回のこの意見書というのはなぜでしょうと、どういう意味があるんでしょう。

当然、本文の中で、免許返納に関する事実関係や内容については指摘をされておられますけれども、この社会全体の交通政策の中における自動運転についてと、高齢者の免許返納と、それは因果関係はありますよ。あるけれども、あえてこれを導き出して今回の意見書に挙げられたのはなぜでしょうかという問いかけをしております。

2点目、さきほど、自動運転についてご説明が、ちょっと答弁がありましたけれども、ご回答が。私が申し上げたのは、政府への、これ促進のための意見書なんです。政府は現状において、2018年の4月の自動運転に係る制度整備大綱というのを策定をしてですね、今進められております。これは、レベル3以上の高度な自動運転の2020年実用化目標という——この2018年4月から2020年の実用化目標ということで設定されておられるんです。ところが、もう既に4年経過しております、4年。それと、2019年の5月に道路運送車両法、ご存じですか、いわゆる日本の社会の中で、道路を走る車に関する基本法令ですね。道路運送車両法の改正で新たに自動運行装置を規定づけたわけですよ。なぜそれを規定づけたのか、その後の動向はどうなのかということは、この自動運転サービス、自動運転というのをどういうふうに今進められておるのか、その現状についてしっかり認識をすることが、例えばこの意見書で出された——細かく言えばこういう問題が出てくるでしょう、この点についての説明になろうかと思うんですね。その理解がなければ、単なる言葉の羅列でことを済ませるということにはなりません。そういう意味で質問させていただきました。以上、2点です。

○議長（中野 勝寛君）

中尾議員。

○議員（10番 中尾 淳子君）

今申し上げたこの意見書の主な趣旨としましては、免許返納後の移動の足の確保が大きな課題となっていることから、高齢運転者の免許返納を安心して推進することができるよう、自動運転移動サービス等の社会実証に向けた環境整備に向けて、予算措置を行っていただきたいという政府への要望でありますので、そういう主な趣旨で意見書を提出いたしました。

○議長（中野 勝寛君）

よろしいでしょうか。（「はい」という声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第7号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄議員。

○議員（6番 田口 澄雄君）

意見書案第7号、自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書案について、反対意見を申し述べます。

今、国際的にいえば個人がニーズに応じて、移動や物資の輸送ができる環境は、人権としても当然のこととして受け止められています。そのための交通権という生存権や幸福追求権の基本的な人権としての位置づけが多く先進国ではなされています。EU各国では、PSO——公共サービス提供義務の考え方のもとに、中央政府や地方政府にそのことの義務を求めています。

ところが、我が国はこの点での位置づけが非常に曖昧で、あくまでも移動するのは自助、つまり個人的問題としての域を出ていません。そのため、公共交通は、収支や輸送密度を尺度として、一方的に縮小されたり撤退したりをしています。今、問題なのは、こうした技術的改革によって、これを解消しようといういわゆる矮小化された対応ではなく、国の交通体系そのものをどう構築するかという大局的な観点に立った対応であります。諸外国では地方自治体にその義務と大幅な権限を与え、地方での裁量と責任で交通体系全体を住民本位で構築する努力をしています。

今回の意見書はそうした考えではなく、目先の技術開発だけで問題解決を模索しているとしか思えません。国民の移動する権利を交通権の保障という視点から、また観点からその全体の一部として自動運転を考えるのなら分かりますが、全体をないがしろにして自動運転だけを問題として交通体系を語るのは本末転倒と言わなければなりません。

以上のような、この意見書の内容について到底賛同していませんので、反対といたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。阿部伊知雄議員。

○議員（11番 阿部 伊知雄君）

公明党の阿部伊知雄です。意見書案第7号、自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書に対し、賛成の立場で意見を述べます。

現在の中間市地域公共交通の現状は、中間市地域公共交通会議の資料によると、鉄道駅から500メートルまたはバス停から300メートルの範囲から外れた公共交通不便地や最寄りの駅やバス停と高低差が12.5メートルより大きい公共交通不便地など、交通空白地域が存在すること、市内交通事業者の乗務員不足、高齢化が進んでいること、路線バスの1日の輸送量が補助要件の下限値1日15人を下回る系統があることなど、様々な課題を抱えています。

また、高齢者は荷物を運ぶのがきつい、徒歩や自転車での移動が辛いといった身体的な負担や、送迎を家族や知人に頼むことへの気兼ねなどで、外出時に不便さを感じている現状もあります。

このような中間市の地域公共交通の現状を考えたとき、既存の公共交通機関や福祉バスなどのサービスの充実とともに、自動運転移動サービスの検討も視野に入れた公共交通の整備を図ることが必要だと思われます。

そこで、国に対して、自動運転サービスの国の相談窓口の開設や専門家の派遣など、伴走型の支援体制を求めることや自動運転車両の実用化に向けた安全性を最優先したインフラの整備や法整備など、環境整備を求めることは、中間市においても重要なことだと考えます。

ゆえに、中間市議会としても、国に対して、自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求めることが重要だと考え、意見書案第7号、自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書に賛成いたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。柴田芳信議員。

○議員（5番 柴田 芳信君）

意見書案第7号、自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書案に対する、反対意見を申し述べます。

自動運転が浸透をしても、すぐに交通事故がなくなるわけではありません。そのため、自動運転車が事故を起こしたとき、事故の責任を誰が負うのかが、今大きな問題となっています。ドライバーの人が運転する車と完全自動運転車が事故を起こした場合はどうなのか。そしてまた、完全自動運転車同士であっても自動車メーカーに責任があるのか、あるいは、ソフトウェアを提供した側なのか、そういった議論が必ず表面化してきます。一定のルールづくり、つまり法整備がいま近々に求められていると思います。

社会実装に向けた環境整備を謳うのであれば、事故が起きた場合はどうやっていくのかということもあわせて、この意見書の中には明記すべきでないかということで、私はこの意見書に対しては、反対といたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。掛田るみ子議員。

○議員（9番 掛田 るみ子君）

意見書案第7号について、賛成討論を行います。

確かに自動運転は、事故とかですね、そういった心配は多々あると思います。しかしながら、少子高齢化が進む我が社会において、一つの課題解決の一助であることは確かなことでございます。

そのためにも、地方が抱える、国よりも進んでいる高齢化に対しての一つの社会インフ

ラをつくるための制度で、国からしっかり予算をいただかなければならないという視点から、この意見書に対して賛成といたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、意見書案第7号、自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本意見書案を原案のとおり決することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成少数であります。よって、意見書案第7号は否決されました。

日程第20．意見書案第8号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第20、意見書案第8号、国民健康保険への国庫負担の増額で、応益割課税の廃止を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄議員。

○議員（6番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。意見書案第8号、国民健康保険への国庫負担の増額で、応益割課税の廃止を求める意見書案について、提案理由を申し述べます。

国民健康保険制度は、医療保険や生活保護者以外の国民が全て加入する義務を負った強制力を持った医療制度です。

厚生労働省の市町村国保の現状についての文書でも、市町村国保の抱える構造的な問題として、年齢構成が高く医療費水準が高いこと、所得水準が低いこと、保険料負担が重いこと、その他全部で7項目ほど挙げられていますが、いずれにしても、運営の厳しさを強調しています。

また、組合健保や共済組合に対する保険料負担率は倍近い指標となっています。低い所得でありながら、その保険料負担は倍近いという問題があります。こうしたことから、全国知事会や全国市町村長会なども国に対する新たな負担を求め続けています。

国保課税には、他の制度に見られない応益負担というのがあります。つまり所得が仮に全くないか、低所得であってもそのこととは関係なく、一定の金額が賦課される仕組みです。

仮に、国が1兆円の国庫負担を実施し、この応益割に充てれば問題は解消します。今、コロナに続く不況と物価高騰の中で、低所得者ほど厳しい生活を余儀なくされています。政府の一刻も早い国庫負担の増額を切に求めるものです。議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第8号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第8号、国民健康保険への国庫負担の増額で、応益割課税の廃止を求める意見書を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本意見書案を原案のとおり決することに賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第21. 意見書案第9号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第21、意見書案第9号、生活保護の夏季加算の制度化を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。柴田芳信議員。

○議員（5番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。意見書案第9号、生活保護の夏季加算の制度化を求める意見書案についての趣旨説明を行います。

年々、夏の暑さが厳しさを増し、今年の熱中症による救急搬送人員は、8月12日から

8月18日までの前年同時期と比較すると、令和6年が7,104人、令和5年が6,523人で、581人の増加となっています。

また、発症した場所でも、最も多いのが居住での発症となり、予防にはエアコンの利用が有効であると言われています。生活保護世帯でも、エアコンの保有が認められ、一定の条件を満たす世帯は、エアコン購入費用の支給も行われています。

しかし、電気料金がいくらになるか心配で利用できないという声も上がっています。生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活を営むために、厚労省が定めた最低生活費が毎月支給されていますけれども、昨今、電気料金も高騰しており、これまで以上に負担がふえているのが現状です。冬季には、寒さをしのぐために必要な暖房費が、冬季加算として、地域によって金額は異なりますが、最低生活費に上乗せして支給されています。

命さえ脅かす猛暑の夏、命を守るためにエアコンが安心して使えるよう、冷房の電気料金として、夏季加算を支給することが切に求められています。よって、中間市議会は、国に対して、下記の項目を要望するものであります。

一、生活保護の夏季加算の制度化を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。議員の皆さんの賛同をお願いいたしまして、私の趣旨説明を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第9号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第9号、生活保護の夏季加算の制度化を求める意見書を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本意見書案を原案のとおり決することに賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第22. 会議録署名議員の指名

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第22、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、田口澄雄議員及び大和永治議員を指名いたします。

○議長（中野 勝寛君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

よって、令和6年第3回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前11時52分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 中 野 勝 寛

議 員 田 口 澄 雄

議 員 大 和 永 治